

女川原子力発電所3号機におけるプルサーマルの安全性に係る検討会議 開催要綱

(目的)

第1条 宮城県、女川町及び石巻市（以下「関係自治体」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所3号機のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料採用（以下「女川原子力発電所プルサーマル計画」という。）に係る安全性について学識経験者からの意見聴取を行うため、「女川原子力発電所3号機におけるプルサーマルの安全性に係る検討会議」（以下「安全性検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 安全性検討会議は、次の各号について検討するものとする。

- (1) 女川原子力発電所プルサーマル計画に係る安全性に関すること
- (2) その他関係自治体の長が必要と認める事項

(構成)

第3条 安全性検討会議は、別表に掲げる者の出席をもって開催する。

(座長)

第4条 安全性検討会議に座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は、会議進行を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は、座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 安全性検討会議は、宮城県知事が招集する。

- 2 会議には、宮城県知事が必要と認める者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 安全性検討会議の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、安全性検討会議の運営に関し必要な事項は、宮城県知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年9月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年9月23日限り、その効力を失う。ただし、この間に安全性検討会議の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。

別 表

専門分野	職 名	氏名	備考
原子炉材料工学	東北大学名誉教授・東北大学マイクロ ン・ラジオアイソトープセンター研究教授	長谷川雅幸	座長
原子力システム安全 工学	東北大学大学院工学研究科教授	若林 利男	副座長
放射化学	東北大学高等教育開発推進センター教授	関根 勉	
原子炉工学	東北大学大学院工学研究科准教授	岩崎 智彦	
原子力化学工学	東北大学金属材料研究所助教	山村 朝雄	
地震工学	東北大学大学院工学研究科教授	源 栄 正人	
耐震工学	東京理科大学工学部教授	栗田 哲	